

学校内の不審者への対応マニュアル 及び安全確保のための参考資料

< 内 容 >

- 学校内の不審者への対応例 1
- 幼児児童生徒の自己防衛意識を高める安全教育のための参考資料 3
- 幼児児童生徒の安全確保のための取組み事例 8
- 幼児児童生徒の安全確保及び安全管理についての点検項目 12
- 幼児児童生徒の安全を確保するための緊急対策について
(平成13年6月18日 広島県教育委員会) 15

注 この参考資料は、学校内の不審者への対応及び幼児児童生徒の安全確保について基本的な事項をまとめたものです。

利用に当たっては、各学校の実態に応じて活用してください。

広島県教育委員会

平成13年7月

はじめに

去る6月8日、大阪府の小学校で多数の児童が殺傷されるという、あまりにも痛ましく、決して許されない事件が発生しました。

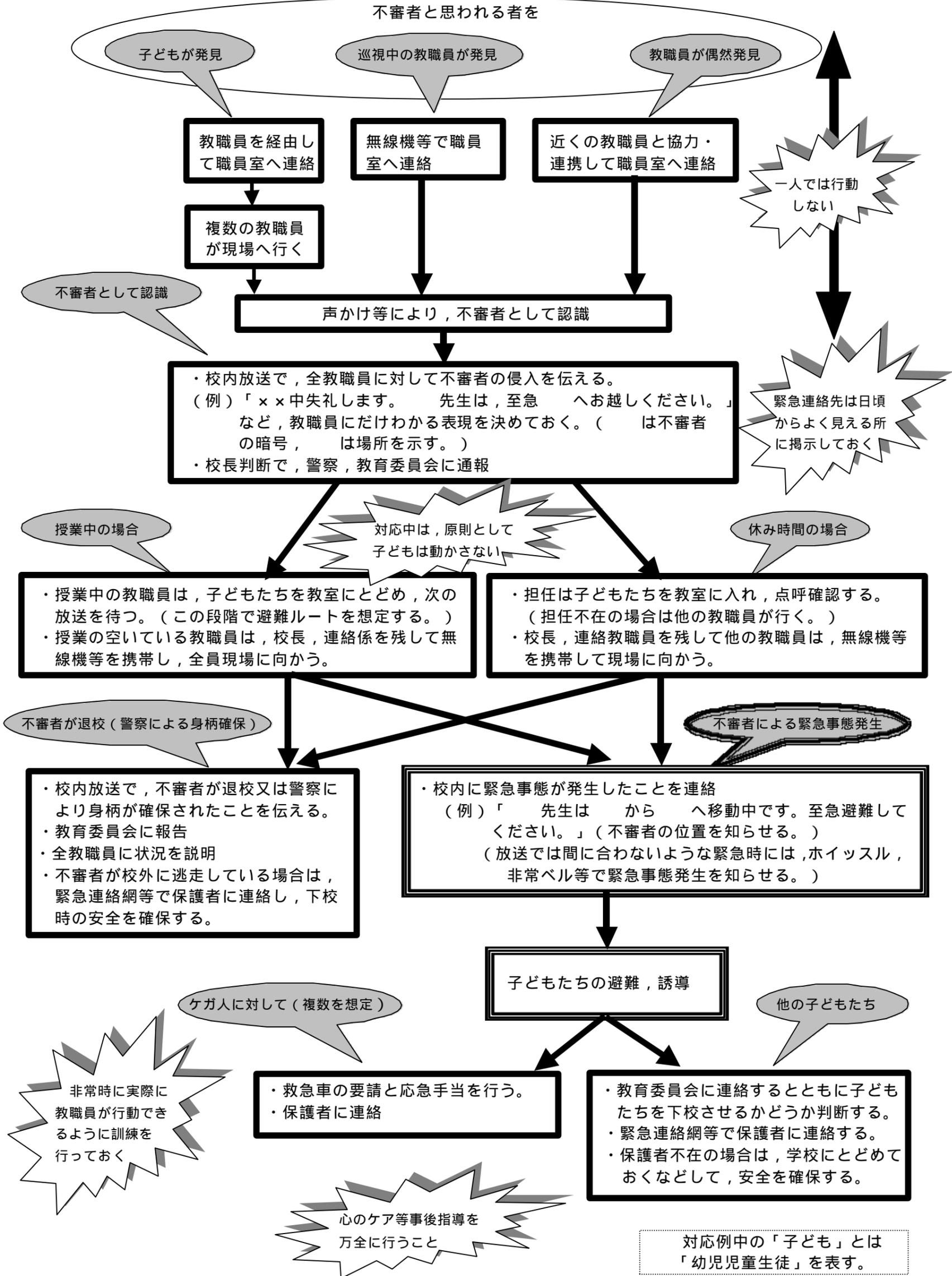
子どもたちが楽しく学べる場であるはずの学校で、このような事件は、二度と繰り返されてはならず、関係者が全力で再発を防いでいかななくてはなりません。

県教育委員会ではこの度、この事件を踏まえ、学校内に不審者が侵入した場合の対応や、幼児児童生徒の安全確保についての基本的な事項を「学校内の不審者への対応マニュアル及び安全確保のための参考資料」としてとりまとめ、各学校に配布することとしました。

実際の不審者への対応や取組みは、様々な場面が想定され、また、各学校の実態がそれぞれ違うため、今回は、日常の教育活動中と長期休業中におけるクラブ活動中の不審者への対応例を代表的な事例として取りあげ、また、今回の事件を踏まえた各学校での取組みの事例を「取組み事例一覧」として整理し、お示しすることとしました。

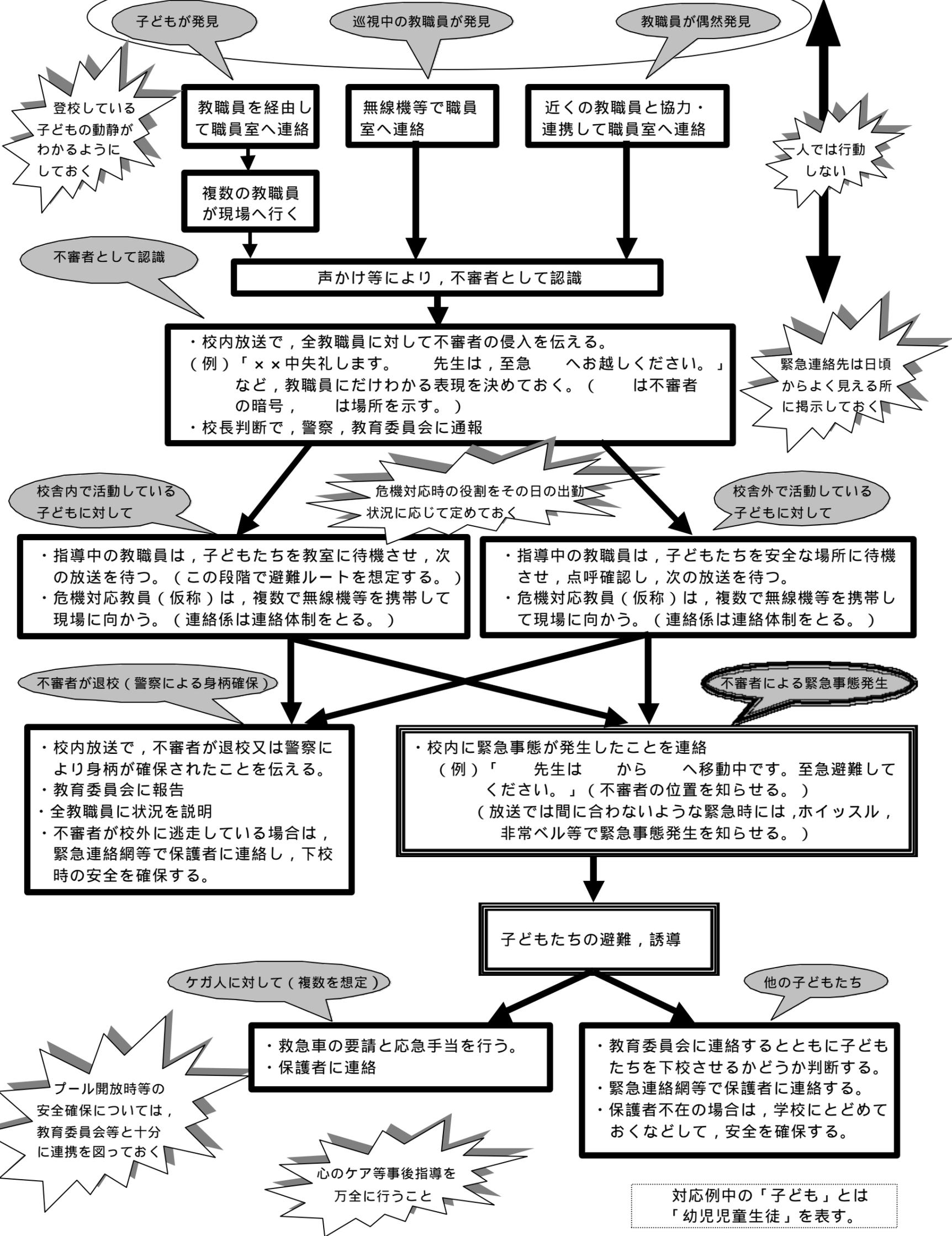
各学校におかれましては、この資料の対応例や取組み事例などを参考に、学校の実態を十分に把握し、それに応じた具体的な対応策を講じていただきますようお願いいたします。

学校内の不審者への対応例
日常の教育活動中における対応例



学校内の不審者への対応例
長期休業中のクラブ（部）活動中等における対応例

不審者と思われる者を



登校している子どもの動静がわかるようにしておく

不審者として認識

人では行動しない

緊急連絡先は日頃からよく見える所に掲示しておく

校舎内で活動している子どもに対して

危機対応時の役割をその日の出勤状況に応じて定めておく

校舎外で活動している子どもに対して

不審者が退校(警察による身柄確保)

不審者による緊急事態発生

プール開放時等の安全確保については、教育委員会等と十分に連携を図っておく

心のケア等事後指導を万全に行うこと

対応例中の「子ども」とは「幼児児童生徒」を表す。

「幼児児童生徒の自己防衛意識を高める安全教育」
のための参考資料

防犯のしおり（１・２・３年生用）

「たいせつなじぶんのいのちをまもるために」

防犯のしおり（４・５・６年生用）

「大切な自分の命を守るための五つの約束」

（注意）これらの資料は、平成１１年３月に文部省（現文部科学省）が作成し、各学校及び各児童に配布した資料です。

いえのひとと はなしあって / かいてみましょう



- いままで、どんな こわいめや あぶないめに あったことがありますか？
- いえのちかくで ひとどおりがすくなくて さびしいばしょはどこですか？
- 「たべもの」や「のみもの」に いたずらをする わるいひともあります。 どのようなことに きをつけたらいいでしょうか？
- ともだちが「ナイフ」など あぶないものをもっていたら あなたはどうしますか？

いえのひとと たしかめあっておきましょう。

* いつもあそんでいる ともだちの「なまえ」と「でんわばんごう」は

なまえ

なまえ

* なんじまでに いえへかえりますか？

(じ ぶんまで)

* いえにひとがいないときの れんらくさきは

なまえ

なまえ

* こわいめや あぶないめに あったとき たすけてもらえるところは どこですか？

ふだんから、このような れんしゅうも ひつようです。

- おおごえで たすけをよぶ れんしゅう
- くるまのいろ、ナンバーをおぼえる れんしゅう
- ひとのとくちょう(ふくそう・かみがたなど)をおぼえる れんしゅう

このしおりは、
いつも めにつくところに
おいておきましょう。

はつごう ぶんぶしょうたいいっくきょくかっ ころげん ころきょういっく か
発行 文部省体育局学校健康教育課

だいせつな じぶんのいのちを まもるために

ぼうぼう ぼうぼう (1・2・3年生用)



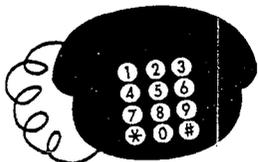
もんぶしょう
文 部 省



五つのやくそく

いえるかな？

あなたのいえの
じゅうしょと
でんわばんごう



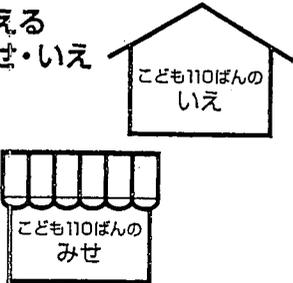
「おおきな くりの きのしたで」のメロディーに
あわせてうたってみましょう。

おやゆびの「お」
「おおきなこえで たすけよぶ」
ひとさしゆびの「ひ」
「ひーとりだけでは あそばない」
なかゆびの「な」
「なにしにいくか つたえよう」
くすりゆびの「く」
「くーらいよみちは あるかない」
こゆびの「こ」
「こーわいたべもの くちにせず」



しってるかな？

あぶないときに
たすけてもらえる
みせ・いえ



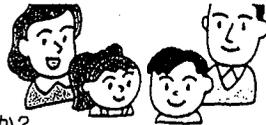
できるかな？

たすけてー



ときどき れんしゅう
しましょう

家の人と話し合ってみましょう。



●いままで、どんなこわいめやあぶないめにあったことがありますか？

●家の近くで人通りが少なく、さびしい場所はどこですか？

●食べ物や飲み物にいたずらをする悪い人もいます。どのようなことに気がついたらよいでしょうか？

●友達がナイフなど、あぶない物をもっていたら、あなたはどうしますか？

●家の人と確かめ合っておきましょう。

*いつも遊んでいる友だちは

氏名	□

*何時までに家へ帰りますか

時	分	□
---	---	---

*家に人がいないときの連絡先

連絡先	□
連絡先	□

●こわいめやあぶないめにあったときに、助けてもらえるところはどこですか？

◎日常、このような練習も必要です。

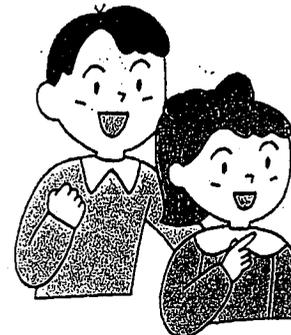
- ・大声で助けを呼ぶ練習
- ・車の色、ナンバーを覚える練習
- ・人の特徴（服装・髪型など）を覚える練習



このじかりは、いつも目につくところに置いておきましょう。

大切な自分の命を守るための

五つの約束



わたしたちは、「五つの約束」を守り、こわいめやあぶないめにあわないようにします。

あなたは、こわいめにあっただけですか？



ゆっかいにされそうになる



ぼうりくを受ける



いやなことをされる



だれの物かわからない飲み物が置いてある

どんな場所がこわいのでしょうか？



だれもいない公園

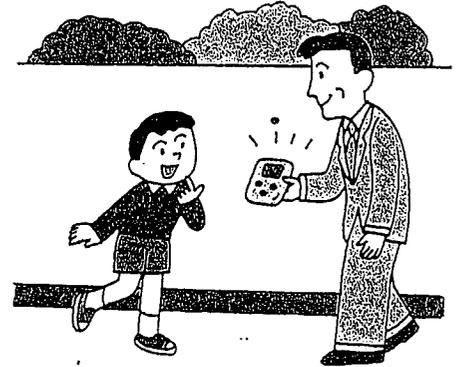


大切な自分の命を守るための

五つの約束

1. こわいと思ったら大声で助けをもとめる
2. 外では一人で遊ばない
3. 外出のときは、家の人に行き先を言う
4. 暗くなったら一人で外出しない
5. おかしいなと思ったら食べ物、飲み物は口にしない

どんな様子に見えるでしょうか？



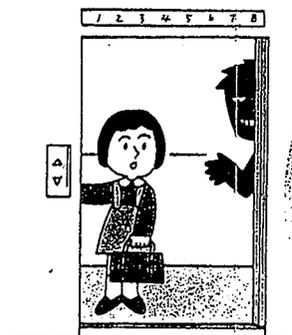
ゲーム機でさそわれている

さらに、危険が広がらないように

- ☆あやしい人や車を見たり、こわいめにあったりしたら、すぐに先生・家の人などまわりの大人に話しましょう！
- ☆友だちや低学年の子どもがこわいめにあっていたら、大声を出して近くの大人に知らせましょう！



このようなステッカーのあるお店や家へ助けをもとめましょう。



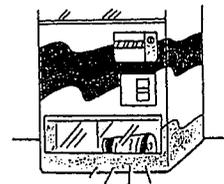
エレベーター



人通りの少ない暗い道



ゲームセンター



自動販売機の中にジュースが置いてある



ナイフなどでおどされている



車に乗せられそうになっている

幼児児童生徒の安全確保のための取組み事例

【ねらい】

この取組み事例等は、大阪府で発生した小学生殺傷事件を受けて調査した、各学校における安全確保のための取組み事例を整理したものです。

各学校において、今後の取組みの参考として御活用ください。

【目次】

1	施設・設備等に関する取組み事例	取組事例	頁
	看板の設置等	”	
	出入口関係	”	
	その他	”	
2	人的な対応に関する取組み事例	”	
	外来者への対応	”	
	校内巡視	取組事例	頁
	校内の連絡体制	”	
	校内の安全管理体制	”	
	幼児児童生徒への対応	”	
	保護者・地域・近隣の学校との連携	取組事例	頁
	警察との連携	”	

(注意) この事例の中で、「子ども」とあるのは幼児児童生徒をあらわす。

学校安全のための学校における取組み事例一覧

現在取組んでいる事例及び今後有効と思われる事例

1 施設・設備等に関する取組み事例

看板の設置等

- ・ 出入口に「無許可での校内立入り禁止」や「受付をするよう」看板を設置した。
- ・ 看板を外来者に良く見える位置に移動した。

出入口関係

- ・ 原則正門のみ開放とする。
- ・ 職員室等から見渡すことができない出入口の完全閉鎖。
- ・ 周囲のフェンスが高く、入り口も1箇所のため用のない人は入りにくくなっている。
- ・ 学校行事等で外来者が多数の場合は、受付を校門近くに設置する。

その他

- ・ 職員室の窓ガラスをすりガラスから透明ガラスに入れ替えた。
- ・ 職員室から外部を見えにくくしていた植栽を伐採した。
- ・ 職員室が1階の正門に近い場所にあるため外来者の出入りは確認しやすい。
- ・ 夜間の不法侵入防止のためセンサー付夜間照明を設置した。
- ・ 緊急の場合、火災報知用ベル、サイレン、校内放送の使用を指示している。
- ・ 全教職員の名札着用、ホイッスルの携帯。

2 人的な対応に関する取組み事例

外来者への対応

- ・ 正門で外来者に対し目的を確認し、確認できた方のみ入校を許可している。

<具体的な流れ>

- ア 正門で外来者に目的を確認。
 - イ 目的が確認できた方には「許可プレート」(胸部用)と「お願い(文書)」を渡す。
 - ウ 校門指導教職員が来校時刻を確認し記録する。
 - エ 外来者は事務室に行き受付簿(受付時刻、訪問先、目的等)に記入し、用務を行う。
 - オ 外来者は、用務が終了したら事務室で受付簿に退校時刻を記入する。
 - カ 正門にて「許可プレート」を返却する。
 - キ 校門指導教職員が出校時刻を確認し記入する。
- ・ 外来者への声かけ(あいさつ)を徹底した。
 - ・ 当日の外来者のリスト、スケジュールを全教職員が確認、把握する。

- ・外部指導者等，常時出入りする外来者のリストを作成し，教職員全体で情報を共有する。
- ・高等学校定時制課程においては，生徒の配偶者，子ども，友人など生徒以外の出入りが頻繁であり，チェック体制を再検討し徹底している。

校内巡視

- ・校内巡視は複数で実施している。（緊急事態が発生した場合の迅速な連絡等のため）
- ・始業時から終業時までローテーションを組み，常時校門指導を行う。

校内の連絡体制

- ・校内で不審者を見かけたら子どもは教職員へ，教職員は近くの教職員及び管理職に連絡することを確認した。
- ・学校内に不審者が侵入した場合の教職員間の連絡体制，子どもへの注意喚起・避難誘導，緊急に対応できる教職員の体制を整えた。
- ・不審者（用事のない者）には退去指示，従わない場合や危険な場合は，即警察へ通報することを確認した。
- ・不審者情報がある場合の速やかな巡回と警察への通報を確認した。
- ・緊急の場合は，緊急放送で子ども及び教職員に正確な情報を素早く伝えるようにしている。
- ・日頃から些細なことでも管理職及び教職員全体に周知する習慣をつけるようにしている。
- ・安全管理ついて職員会議で話題に上げ，情報交換や共通理解を図っている。
- ・職員朝礼時に子どもの安全確保のための情報交換，意識喚起（毎日）を行っている。
- ・保護者との緊急連絡網を再確認した。

校内の安全管理体制

- ・教職員はできるだけ子どもがいる教室へとどまるよう努める。
- ・緊急時の対応について研修会等を開催し，教職員の意識啓発を図る。
- ・生徒の通学路，通学方法について再確認した。
- ・緊急の場合を想定した，役割分担やどのように行動するか確認した。

幼児児童生徒への対応

- ・「子どもの家110番」の所在地，緊急の場合の駆け込みについて説明し指導した。
- ・「子どもの家110番」マップを作成する。
- ・緊急時に備えての子どもへの対応マニュアルを検討する。
- ・出席状況の把握，遅刻・早退の子どもとの把握と担任への確実な連絡体制を確認した。
- ・子どもの避難経路，誘導方法を確認し徹底した。

（取組事例 頁）

保護者・地域・近隣の学校との連携

- ・「子どもの家110番」について地域へ文書で協力要請した。（駆け込んだ際の子どもへの対応方法）
- ・「子どもの家110番」を増やす。
- ・学校の情報をPTA新聞、学校からの文書、テレホンサービス、インターネットで地域に発信し、地域から関心を持ってもらうようにしている。
- ・近隣の高等学校や小・中学校と連絡会を開催し日頃から情報交換を行っている。
- ・補習授業や生徒会活動等で下校が遅くなる場合は、保護者に迎えに来てもらうか、職員が送っていくこととしている。
- ・地域、PTA、警察合同の校内研修会を実施する。
- ・地域全体でのあいさつ運動を展開する。
- ・地域の青少年育成推進委員会と小・中学校、高等学校が連携し情報交換を行っている。
- ・年3回の校外清掃を実施しており、地域の人々と顔なじみになってきている。
- ・子どもの安全な行動について、家庭内で話合いの機会を多くもつよう働きかけている。
- ・学校や関係機関からの情報が文書によって各家庭に配布されたり、地域に掲示される体制ができています。
- ・学校行事において、PTAや地域から即売コーナーやバザー、校内巡視等で協力を得ている。
- ・子どもへの声かけなど、地域から多くの支援と協力をいただいております、地域との連携ができつつある。
- ・登校時の校門指導を教職員、PTA役員、全保護者が輪番で実施。（これらの取り組みは、学校への出入りが多くの人から注目されているという意識を生み、不審者の侵入を防ぐ意味でも有益）

警察との連携

- ・学校行事の際、校内巡視に警察の協力を得たが、学校の警備体制を外部にもアピールでき有効だった。
- ・警察へパトロールの強化を依頼した。
- ・地域毎に学校と警察の連絡会議を実施している。
- ・警察に学校の年間行事等を事前に知らせるなど、日常的に連絡を取り合っている。
- ・警察の協力を得て防犯教室（交通安全、校内の安全確保）を実施している。
- ・警察、地域、家庭、教育委員会等の緊急連絡体制を確認した。

（取組事例 頁）

<注意>

この点検項目（例）は、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」（平成12年1月11日付）により示した点検項目の例である。

幼児児童生徒の安全確保及び安全管理についての点検項目（例）

<趣旨>

この点検項目は、幼児児童生徒の安全確保のためには、地域と一体となって対応するとともに、学校としての安全管理のための方策が必要であることを踏まえ、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理のために、学校において取り組むべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項について、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。各学校においては、これを参考として、必要な修正、追加を行うなど、学校や地域の実情に即した形で点検を行うことが望ましい。

<点検項目>

I 学校において取り組むべき事項

1 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に 講じている代替措置 又は今後の改善計画
	行っ て い る	行っ て い な い	
(職員の共通理解と校内体制) (1) 幼児児童生徒の安全確保に関し、職員会議で取り上げるなどして、教職員間で情報交換や共通理解を図っているか。			
(来訪者の確認) (2) 学校への来訪者のための入口や受付を明示し、外部からの人の出入りの確認を行っているか。			
(不審者情報に係る関係機関等との連携) (3) 学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。			
① 日頃から警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。			
② 近接する学校との間で情報を提供しあう体制をとっている。			
(始業前や放課後における安全確保の体制) (4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担を定め、幼児児童生徒の状況を把握しているか。			
(登下校時における安全確保の体制) (5) 登下校時において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。			
① 幼児児童生徒に対し定められた通学路を通して登下校するよう指導している。			
② 通学路において人通りが少ないなど、幼児児童生徒が登下校の際により注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、注意喚起している。			
③ 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の幼児児童生徒が緊急避難できる場所を幼児児童生徒一人一人に周知している。			

(安全に配慮した学校開放)			
(6) 学校開放に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。			
① 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策を講じている。			
② 学校開放時の安全確保について、保護者やP T A等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。			
(学校施設面における安全確保)			
(7) 学校施設の面で、次のような安全確保策を講じているか。			
① 校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。			
② 自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合、作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認を行っている。			

2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に 講じている代替措置 又は今後の改善計画
	行っ て い る	行っ て い な い	
(不審者情報がある場合の連絡等の体制)			
(8) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制が整備されているか。			
① 警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図ること。			
② 緊急時の幼児児童生徒の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定めていること。			
③ 登下校時や放課後等における幼児児童生徒の安全確保のため、保護者やP T A等による学校支援のボランティアから巡回等の協力を得ること。			
(不審者の立入りなど緊急時の体制)			
(9) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制が整備されているか。			
① 直ちに校長又は教頭に情報が伝達され、幼児児童生徒への注意喚起、避難誘導等、緊急に対応できる教職員の体制を整えている。			
② 警察や教育委員会に対して、直ちに通報がなされる体制を整えている。			

Ⅱ 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

1 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に 講じている代替措置 又は今後の改善計画
	行っ て い る	行っ て い な い	
(家庭への働きかけ) (1) 幼児児童生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。			
(学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組) (2) 学校外の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等関係団体の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険箇所の点検や「声かけ運動」等をはじめとする取組が行われているか。			
(登下校時、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組) (3) 登下校時、学校開放時等の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、通学路の安全点検、登下校時、放課後、学校開放時等における学校内外の巡回指導をはじめとする取組が行われているか。			
(4) 登下校時等に万一の場合、幼児児童生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。			

2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に 講じている代替措置 又は今後の改善計画
	行っ て い る	行っ て い な い	
(5) 学校周辺や学区内等で不審者等の情報がある場合には、次のような取組を行う体制がとられているか。			
① PTA、自治会、青少年教育団体等関係団体との連携・協力の下、各家庭や地域への注意喚起、放課後等における学校周辺や学区内の巡回指導、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。			
② 学校や関係機関等からの注意依頼の文書が、各家庭に配布されたり、地域に掲示されたりする体制がとられている。			

幼児児童生徒の安全を確保するための緊急対策について

平成 13 年 6 月 18 日
広島県教育委員会

広島県教育委員会は、大阪教育大学教育学部附属池田小学校で起きた痛ましい事件の発生をふまえ、学校の幼児児童生徒の安全を確保するため、緊急に講ずる措置を次のとおり定める。

【基本方針】

県教育委員会は、学校がより地域に開かれ、地域と学校が様々な協力関係を築いて、地域ぐるみで子どもを守る態勢づくりを進めることが「安全な学校づくり」につながるとの考えのもと、一層「開かれた学校づくり」を推進する。

県教育委員会は、次の2点について円滑に進められるよう、各学校及び市町村教育委員会に対し、必要な情報提供や指導を行うとともに、広島県警察や、PTA等の関係団体と連携し協力を要請する。

学校は、学校施設を幼児児童生徒の安全確保の面から再点検するとともに、不審者が学校に侵入することを防ぐ措置を講ずるなど、「安全な学校づくり」を進める。

学校は、「安全な学校づくり」を進めるにあたり、警察、保護者、地域と十分に連携するとともに、その協力を得て地域ぐるみで子どもを守る態勢づくりを行う。

【具体的な取り組み】

1 学校の取り組み

(1) 緊急に実施すべき対策

不審者を排除又はチェックするための対策

- ・ 外来者へのリボン，ワッペン，名札等の着用
- ・ 全教職員の名札着用
- ・ 全教職員による外来者への声かけ（あいさつ），校内巡視
- ・ 校内の連絡体制や警察，保護者，地域との連絡体制の確認
- ・ 警察官によるパトロール強化の要請

不審者の侵入を回避するための学校施設等の点検

- ・ 不用な出入口の閉鎖
- ・ フェンス，施錠などの破損状況の確認と速やかな補修
- ・ 緊急時の避難経路の確認

(2) 日頃の取り組み事項

緊急時のための備え

- ・ 全教職員によるホイッスル等の常時携帯
- ・ 火災報知用非常ベル使用のための機器点検
- ・ 緊急時の教職員や幼児児童生徒の行動計画の確認
- ・ 警察の協力を得て行う学校の安全点検
- ・ 幼児児童生徒の自己防衛意識を高める安全教育の実施

保護者や地域の協力を得た取り組み

- ・ 通学時の幼児児童生徒への保護者等からの声かけ
- ・ 学校行事開催時における校内巡視への保護者等の協力

(3) 将来的に検討すべき事項

職員室，事務室からの出入口の見通しの確保（場所の移動等を含む）

2 県教育委員会の取り組み

(1) 県警察に対し，学校への立寄り巡回や学校周辺及び通学路の巡回の強化要請

(2) 幼児児童生徒の自己防衛意識を高める安全教育のための指導者講習会の実施

(3) 緊急事態発生の予防及び発生時の対応についての標準マニュアル作成